



軽自動車税種別割の 手続きをお忘れなく！

税務課資産税係 ☎0824-73-1144

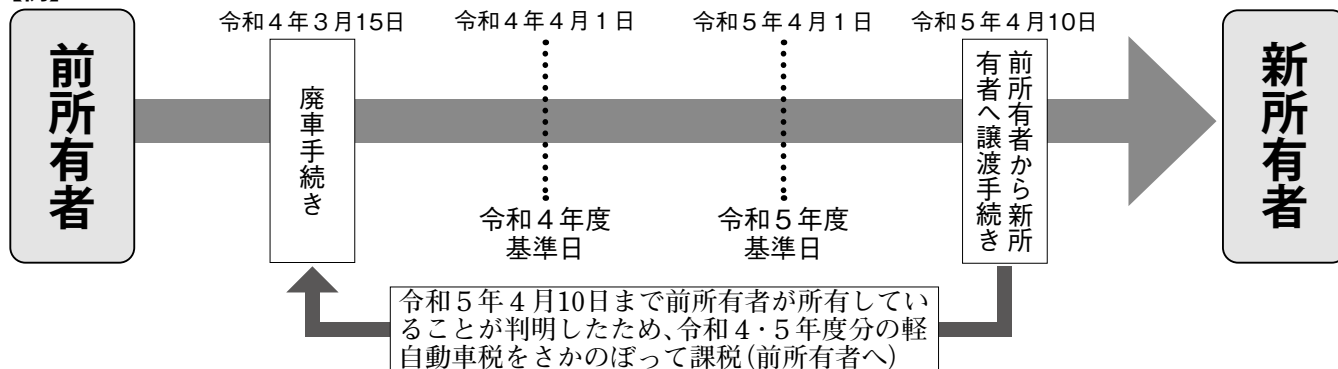
軽自動車税種別割は、4月1日現在、車両を所有している人に課税されます。

「廃棄した」「譲った」「譲られた」「購入した」「買い替えた」など、変更があった場合はお早めに必要な手続きを行ってください。

なお、廃車の手続きは車両を手放したときに手続きできます。公道を走行しない、保管しているだけで運転しない、廃車予定ではあるがまだ所有している場合は手続きできません。

また、廃車の手続きをした後でも、引き続き所有していることが判明した場合は、**さかのぼって課税**されます。

【例】



★各種手続きの問い合わせ

車種	問い合わせ先
原動機付自転車(125ccまでのバイク) 小型特殊自動車(農耕用・その他)	税務課資産税係 ☎0824-73-1144 または各支所市民生活係
軽自動車(四輪・三輪)	軽自動車検査協会広島主管事務所 ☎050-3816-3080 (広島市西区観音新町4丁目13番13-4号)
軽二輪車 (125ccを超え250ccまでのバイク)	中国運輸局広島運輸支局 ☎050-5540-2068 (広島市西区観音新町4丁目13番13-2号)
二輪小型自動車 (250ccを超えるバイク)	

土地・家屋の評価額が確認できます

令和5年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧を行います。これは、納税者が自己の所有する土地・家屋の評価額を、縦覧帳簿に記載されている他の土地・家屋と比較できる制度です。

なお、固定資産税の課税明細は、5月に発送する納税通知書および課税明細書で確認することができます。

縦覧期間 4月3日(月)～5月31日(水)
(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧場所 税務課または各支所市民生活係

縦覧できる人

- ①固定資産税(土地・家屋)の納税者本人
またはその同居の家族
- ②納税者の同意書または委任状を持参する人
- ③納税管理人
- ④法人の場合は代表者またはその委任を受けた人
- ⑤法定代理人

必要なもの マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証などの本人確認書類

問い合わせ 税務課資産税係

☎0824-73-1144

または各支所市民生活係

